

基本契約書(案)

契約件名

医療系廃棄物等包括管理業務 一式

業務内容及び代金額

別紙内訳書のとおり

発注者 国立大学法人京都大学 学長 湊 長 博 (以下「甲」という) と受注者 (以下「乙」という) との間において、上記の業務 (以下「業務」という) について、上記の代金額で次の条項によって委託契約を結ぶものとする。

第1条 甲は、医療系廃棄物等を適正に処理することを目的として、医療系廃棄物等全般の運用管理業務を、別紙仕様書及び受注者が公募に際し提出した実施計画書並びにその他の書類に基づき包括的に乙に委託するものとする。

第2条 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びにこれらに基づく監督官庁からの通達、指示、命令及び指導等 (以下「法令等」という) を遵守し、善良な管理者の注意を持って本業務を履行するものとする。

第3条 甲は、医療系感染性廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を、乙が選定する下記の業者 (以下「丙」という) に委託するものとし、乙は丙に対して、業務に関する助言、監査及び甲から丙への代金支払代行を行うものとする。

<医療系感染性廃棄物 (液体、鋭利物、固形物) >

収集運搬業務	処分業務

<産業廃棄物 (廃プラスチック類、廃プラスチック類 (滅菌残渣)、ガラスくず、金属くず) >

収集運搬業務	処分業務

<産業廃棄物 (大型粗大ゴミ、金属くず (二級金属くず)、廃プラスチック類 (混合廃棄物) など) >

収集運搬業務	処分業務

2 甲と丙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、別途委託契約を締結するものとする。

3 乙は丙の包括管理者として、本契約に基づき乙が甲に対して負うものと同様の義務を丙に負わせるものとし、丙に関する一切の責任を負うものとする。

第4条 予定数量は、甲の都合により若干の変動を生ずることがある。

第5条 契約期間は、2022年4月1日から2025年3月31日までとする。

第6条 毎月の業務完了通知書は、京都大学医学部附属病院に送付すべきものとする。

- 第7条 代金は毎月払いとし、甲が乙の適法な請求書を受領した日の翌月25日までに支払うものとする。
- 第8条 請求書は、甲が丙へ支払う代金もまとめて、乙が京都大学医学部附属病院に送付するものとする。
- 第9条 乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 第10条 乙は、業務の実施にあたって、本業務のために必要な甲が保有する情報・資料を甲から無償で貸与又は提供を受けることができる。
- 第11条 甲は、乙が本業務を実施する上での甲の施設への立ち入りや必要な設備の使用を本業務の範囲内に限って認めるものとする。
- 2 乙は、乙が前項により立ち入り又は使用を認められた施設・設備を損傷させた場合は、速やかにその状況を甲に報告し、その損害賠償の責を負うものとする。ただし、天変地異その他不可抗力による場合はこの限りでない。
- 3 前項の損害賠償額は、損害の度合により甲乙間において協議して定める額とする。
- 第12条 乙は、本業務に関して何らかの不具合、契約不適合が発見された場合は直ちに甲に報告するものとする。また、天変地異その他不可抗力及び甲の責に帰すべき事由による場合を除き、本業務により甲及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
- 第13条 乙は、業務の実施にあたって、人身上の災害並びに公害防止につき万全の対策を講じるとともに、安全衛生及び公害防止に努めるものとする。
- 2 乙は、甲の定める安全衛生及び公害防止に関する管理規則並びに基準を誠実に遵守するとともに、甲の安全衛生及び公害防止に関する指導・助言に従うものとする。
- 3 乙は、甲の設備・施設等に安全管理上の問題がある箇所を発見した場合はただちに甲にそれを伝えるものとする。乙は、甲への報告にもかかわらず事故が発生した場合、その損害に対して免責されるものとする。
- 第14条 乙は、本業務により知り得た情報（以下「秘密情報」という）及び個人情報について、甲の承諾なしにこれを第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は本契約の目的以外に使用してはならない。
- 2 秘密情報とは、甲から開示又は提供される情報、製品、技術、コスト、事業、施設等に関する技術上、運営上その他一切の情報を指す。
- 3 乙は、本条第一項の規定に違反して甲に損害を与えたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。
- 4 乙は、個人情報等の漏洩、滅失及び毀損等の事案が発生したことを認識し、又は発生したおそれがあると判断したときには、直ちに甲に対して通知するとともに、遅滞なくその事案の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって甲に報告するものとする。このとき、乙は被害拡大又は再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 5 前項の措置については、甲乙間において協議して定めるものとする。
- 6 前5項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 7 乙は、個人情報等を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 8 乙は、業務を実施するために甲から提供された秘密情報及び個人情報の記載された資料、媒体等の一部又は全部を複写、複製、改ざん、廃棄及び消去してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 9 乙は、本契約が終了若しくは解除されたとき、又は甲の求めがあるときはいつでも甲から提供され、又は自ら収集若しくは作成した秘密情報及び個人情報（その複製物を含む）の全部又は一部を速やかに廃棄、記録媒体からの消去、又は甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 10 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行い、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び国立大学法人京都大学が定めた個人情報に関する諸規定に従うものとする。
- 11 官公署等の公的機関からの捜査、調査等が行われる場合は、本条規定の例外として取扱うものとする。
- 第15条 甲は、契約期間中及び契約期間後において、業務の実施にあたり知り得た個人情報等の事項を第三者に漏らし、又は他の目的で加工、利用、複写又は複製してはならない。
- 第16条 甲は、本業務における成果を乙が作成した書面等によって確認するものとする。
- 2 乙は、本業務の進捗を定期的に甲に対して報告するものとし、甲乙間の情報共有を推進するものとする。
- 3 前項以外の乙の甲に対する報告については、甲から乙への調査報告又は資料提供の求めに応じて、乙は速や

かにこれを行うものとする。

第17条 甲は、乙に契約の不履行が発生し書面による改善要求を行った場合には、当該不履行部分に係る代金額を当該月の代金から減額するものとする。

2 当該不履行部分に係る代金額は、甲の定める額とする。

第18条 甲は、乙又は丙が次の各号に該当する事由が生じたときは、それぞれ締結している契約を解除できるものとする。

- (1) 書面による改善要求を3回にわたって行ってもなお改善されないとき。
- (2) 乙又は丙が正当な理由なく、この仕様の全部又は一部を履行しないとき。
- (3) この契約の履行について、乙又は丙の作業員等に不正・不当な行為があったとき。
- (4) 乙又は丙がこの契約を履行する資格・能力を失ったことが明らかに認められるとき。
- (5) 前各号のほか、乙又は丙がこの契約に違反したとき。

2 前項により契約を解除する場合には、甲は乙に対し契約解除の理由を記載した書面により通告するものとする。

第19条 契約保証金は、上記代金額（総額）の10分の1以上を納付するものとする。ただし、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

第20条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人京都大学が定めた役務請負契約基準によるものとする。

第21条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

第22条 この契約に関する訴えの管轄は、京都大学所在地を管轄区域とする京都地方裁判所とする。

第23条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲

京都市左京区吉田本町36番地1

国立大学法人京都大学

学 長 湊 長 博

乙

内 訳 書

業務内容		支払方法	単位	契約単価(税別)	月間 (1回) 予定数量
(1) 医療系廃棄物等包括管理業務					
医療系廃棄物等包括管理業務		固定払	月額		/
(2) 医療系廃棄物等構内収集等業務					
医療系廃棄物等構内収集業務		固定払	月額		/
(3) 医療系廃棄物等の収集運搬(外部搬出)及び処分業務					
医療系感染性 廃棄物	収集運搬・処分費	液体・鋭利物	出来高払	1Kg当たり	7,500kg
	収集運搬・処分費	固形物	出来高払	1Kg当たり	3,000kg
産業廃棄物	収集運搬・処分費	廃プラスチック類	出来高払	1Kg当たり	22,000kg
	収集運搬・処分費	廃プラスチック類 (滅菌残渣)	出来高払	1Kg当たり	26,000kg
	収集運搬・処分費	ガラスくず	出来高払	1Kg当たり	3,300kg
	収集運搬・処分費	金属くず	出来高払	1Kg当たり	750kg
産業廃棄物 (大型粗大ゴミ)	処分費	金属くず (二級金属)	出来高払	1Kg当たり	4,000kg
	処分費	廃プラスチック類 (混合廃棄物)	出来高払	1Kg当たり	1,500kg
	処分費	フロン回収処理	出来高払	1台当たり	5台
	処分費	HDD・ノートPC 磁気破壊処理	出来高払	1台当たり	15台
	処分費	家電リサイクル処理	出来高払	1台当たり	10台
	収集運搬費	運搬費(トラック代)	出来高払	1車当たり	4車
	収集運搬費	積込作業員費	出来高払	1人当たり	8人工
	収集運搬費	積込作業員費 (交通費・車代)	出来高払	1車当たり	1車
	収集運搬費	積込作業員費 (交通費・電車代)	出来高払	1人当たり	4人工
	収集運搬費	機材費・道具損耗費	出来高払	1式当たり	1式
(4) 病棟移転・リノベーション改修工事に係る廃棄物分別・搬出準備作業					
病棟移転・リノベーション改修工事に係る 廃棄物分別・搬出準備作業(2人1組)		出来高払	1組1日 当たり		1組1日

消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定により定められた消費税率により算出される消費税額を支払うものとする。